

施設入所 利用までの流れ

社会福祉法人武蔵野 障害者地域生活支援ステーション わくらす武蔵野

※申請書類は下記の3個所に用意しております。

- ①わくらす武蔵野
- ②武蔵野障害者総合センター
- ③武蔵野市障害者福祉課

1 利用申請書類の作成

次の5種類の書類を作成し、ご提出ください（提出先：わくらす武蔵野）。

- (1) 「利用申込書」
- (2) 「基本調査書」
- (3) 「利用調整調査書①」
- (4) 「利用調整調査書②」
- (5) 「個人情報取り扱い同意書」

※書類の作成が難しい場合は、わくらす武蔵野までご相談ください。

2 申込書等の提出

- (1) 事前にお電話にて、来館予約をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症対策としての措置ですので、お手数をおかけしますがご理解ご協力のほど、よろしく願いいたします。直接のご提出が難しい場合は、ご相談ください。

- (2) ご予約日時に、1 (1) ~ (5) の書類一式をわくらす武蔵野 1階事務室へお持ちください。申込書に記載した内容について把握している方の来所をお願いします。
- (3) 提出書類の内容確認をいたします。

3 名簿登載

上記書類を受理した後、待機者名簿に登載します。

4 選考

空床等が生じた場合、適合するユニットの待機者の中から、入所者を選考します。

その際、必要に応じて次のような待機者の現況調査を実施させていただく場合があります。

- (1) 「ご家族への訪問調査、または電話での聞き取り調査」
- (2) 「ご本人の利用施設への訪問調査、または電話での聞き取り調査」
- (3) 「武蔵野市障害者福祉課への聞き取り調査」

*この調査は、別紙の個人情報の取り扱いに基づいて行います。

*調査で聞き取った内容は、選考の際の評価以外には使用しません。

5 決定

入所者は、社会福祉法人武蔵野と市や第三者委員で構成する「利用調整会議」で決定し、その後、ご本人・ご家族に通知します。

【利用申請にあたっての注意事項】

1 わくらす武蔵野は障害者支援施設です。次のいずれの要件も満たす方が対象です。

- (1) 知的障害者（原則として18歳以上65歳未満）であること。
- (2) 障害支援区分4以上（年齢が50歳以上の場合、障害支援区分3以上）
- (3) 入院加療を要する健康状態でないこと

2 わくらす武蔵野の施設入所には4つのユニットがあり、ユニットごとに適合条件があります。

ユニット名	場所	居室数	適合条件
藤花	1F南	12	男女混合ユニット 主に最重度・重度知的障害で、男女混合ユニットで生活できる方 他害行為のある方は不適
麦風	1F北	10	男女混合ユニット 主に重症心身障害のある方 常時医療的ケアが必要な方は不適
空鳥	2F南	12	男性ユニット 主に重度の知的障害を伴う自閉症（行動障害含む）で、ADLが概ね自立している方
橙月	2F北	10	女性ユニット 主に重度の知的障害を伴う自閉症（行動障害含む）で、ADLが概ね自立している方

3 施設入所の必要性について改めてご確認ください。施設での生活は、ご本人やご家族にとって大きな生活環境の変化となります。

4 入所後は停止される手当やサービスもあります（別紙「施設入所にかかる費用」をご確認ください）。

5 「今すぐ入所しなくてもよいが、念のため申し込んでおきたい」という方は、必要性が高まった時に申し込まれることをお勧めします。

6 申込にあたり、虚偽の内容が発覚した場合は待機者名簿から削除させていただきます。

7 利用申込は随時可能です。申込が受理された後は、「わくらす武蔵野待機者名簿」に登載されます。名簿の有効期間は受理後から、令和5年3月31日までとなります。

8 今後、名簿の有効期間中に、次のような空床等が生じた場合に、待機者名簿登載者の中からユニットに適合する方を選考し決定します。

- (1) 入所利用者の退所があった場合
- (2) 体験入所4床のうち、2床を入所化する場合（2021年4月入所予定）

9 選考方法については、別紙に定める「利用調整基準」をご確認ください。